## 一般社団法人日本癌治療学会著作物の利用許諾に関する規約

(目 的)

第1条 本規約は,一般社団法人日本癌治療学会(以下「本法人と略す」)に著作権が帰属する著作物について,著作権 法第32条第1項に定める引用の範囲を超える利用に対する許諾に関する取り扱いの基本事項を定める。

(著作物)

- 第2条 本規約において「著作物」には、以下のものが含まれる。
  - (1) 本法人機関誌に掲載された著作物
  - (2) その他,本法人が本法人名で発表した著作物

(申 請)

第3条 著作物に掲載された本文又は図表(以下, まとめて「図表等」という)の利用を希望する者は, 本法人が別に定める様式を用い利用を申請し, 本法人の利用許諾を得なければならない。

なお、著作物の著作者自身が当該著作物を利用する場合は、本法人の許諾を必要としない。

ただし、著作物の著作者自身が利用する場合であっても、営利を目的とするときは、本法人の利用許諾を得なければならない。

- 2 複数の媒体への利用は、媒体ごとに利用許諾を得なければならない。
- 3 代理人による利用許諾の申請を認める。

(許 諾)

- 第4条 前条の申請があった場合,該当委員会および著作権委員会が許諾の可否を決議し,理事長は当該決議に従い利用 を許諾し、または、許諾しないものとする。
- 2 理事長は,前項により利用許諾した場合には,理事会に報告する。

(利用料金)

- 第5条 本法人は、企業の営利活動やその他の営利を目的とする図表等の利用については、申請者から所定の利用料金を 徴収するものとする。
- 2 利用料金は、原則として次のとおり定め、これに利用点数、制作数(書籍、雑誌、パンフレット等への利用の場合は発行部数を、ウェブサイトへの利用の場合は閲覧者数)を乗じて計算する。
  - (1) 製薬企業等の印刷物・ウェブサイト等への利用 図表等1点につき50円(税別)
  - (2) 出版社等の印刷物・ウェブサイト等への利用 図表等1点につき10円(税別)
- 3 利用点数の数え方その他料金の詳細は、別途本法人が定めるところに従う。

(利用条件)

- 第6条 申請者は、利用先著作物の引用文献欄に、利用元著作物名、頁数、発行年を明記した上で、図表等説明文に著作物名、発行年を記載するものとする。ただし、引用文献欄がない場合は、図表等の説明文に著作物名、頁数、発行年を記載するものとする。
- 2 申請者が、利用許可対象の図表等を一部改変して掲載しようとする場合は、事前に本法人に改変内容を明示して、申請しなければならない。本法人がこれを許可した場合は、申請者は、図表等の利用に際し、改変した内容について説明文を加えるものとする。

(変 更)

第7条 この規程は、理事会の決議を経て変更できるものとする。

## 附則

- 1 この規則は、平成22年2月5日から施行する。
- 2 この規則は、平成24年10月24日から施行する。
- 3 この規則は、平成25年7月31日から施行する。
- 4 この規則は、平成29年4月6日から施行する。
- 5 この規則は、平成31年2月13日から施行する。